

消防関係法令等に基づく押印の見直し及び届出書類の郵送等による受付について

1. 押印の見直しについて

消防法令等で定められている様式、火災予防条例等で定められている様式について、申請書等の押印が不要となりました。

当ホームページからダウンロード等していただき活用をお願いします。

2. 届出書類等の受付について

押印の廃止に伴い、電子メール、郵送、FAXでの受付が可能ですが、受付先となる消防署等へ事前に電話連絡をしていただくようによろしくをお願いします。

なお、対象となる申請書等については、別紙のとおりです。

3. 副本の返却が必要な申請書等について

①郵送での申請の場合

・必要な金額の切手を貼付し宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

※郵便物が届かない場合でも責任を負いかねますので、配達記録が残る方法での郵送を推奨します。

②電子メール、FAXでの申請の場合

・**受付先となる消防署から要領等の説明を行います。4. 受付先の担当署に連絡をお願いします。**

4. 受付先

鳥栖消防署：鳥栖市内（弥生が丘、今町を除く）の事業所等 〒841-0037 鳥栖市本町三丁目1488-1 e-mail : tosu@fd-tosumiyaki.jp TEL0942-83-7997 Fax0942-83-3202 ※番号を変更しています。
鳥栖消防署基山分署：基山町（鳥栖市弥生が丘、今町を含む）の事業所等 〒841-0204 基山町大字宮浦1037-1 e-mail : kiyama@fd-tosumiyaki.jp TEL0942-92-7911 Fax0942-92-7912
西消防署：みやき町・上峰町の事業所等 〒849-0114 みやき町大字中津隈2465-4 e-mail : nishi@fd-tosumiyaki.jp TEL0942-89-3050 Fax0942-89-2963
消防本部 予防課 危険物係：危険物施設等 〒841-0037 鳥栖市本町三丁目1488-1 e-mail : yobouka@fd-tosumiyaki.jp TEL0942-83-7996 Fax0942-83-3202 ※番号を変更しています。

※不明な点がございましたら、受付先の消防署等へお問合せください。

5. その他

令和2年4月20日付の「届出書類の郵送等による受付について」及び令和2年5月22日付の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令及び火災予防条例等の関係手続における押印の省略」については廃止します。